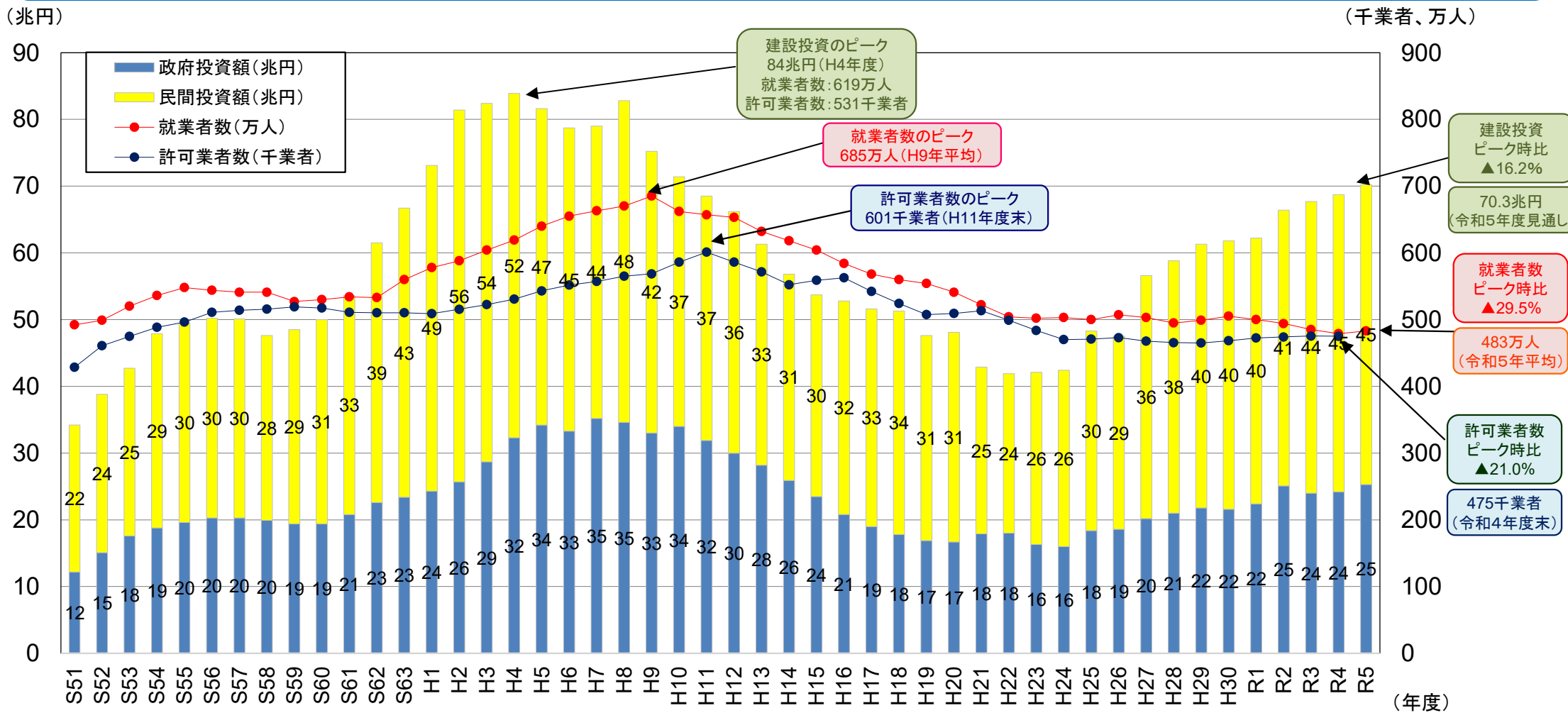


建設業における働き方改革と 工期の適正化について

東北地方整備局 建政部
建設産業課

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和4年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

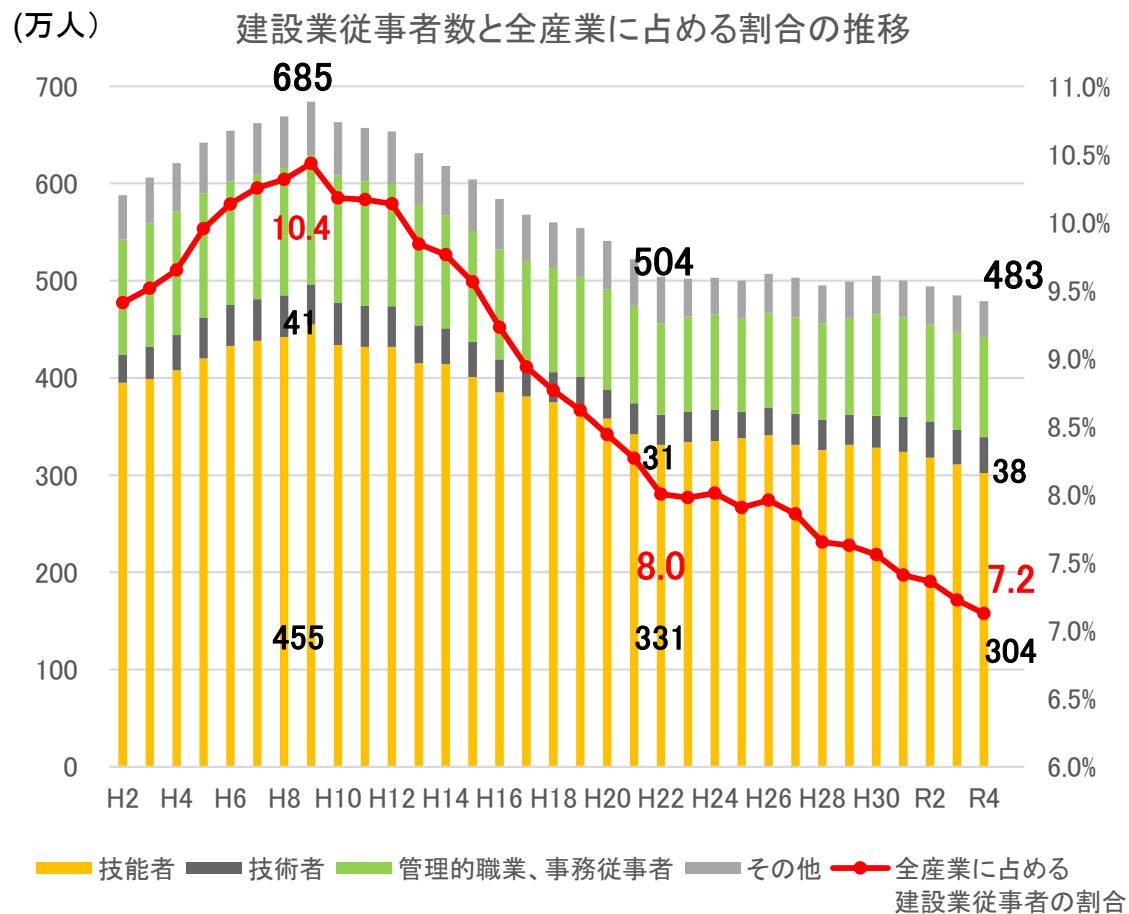
注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)

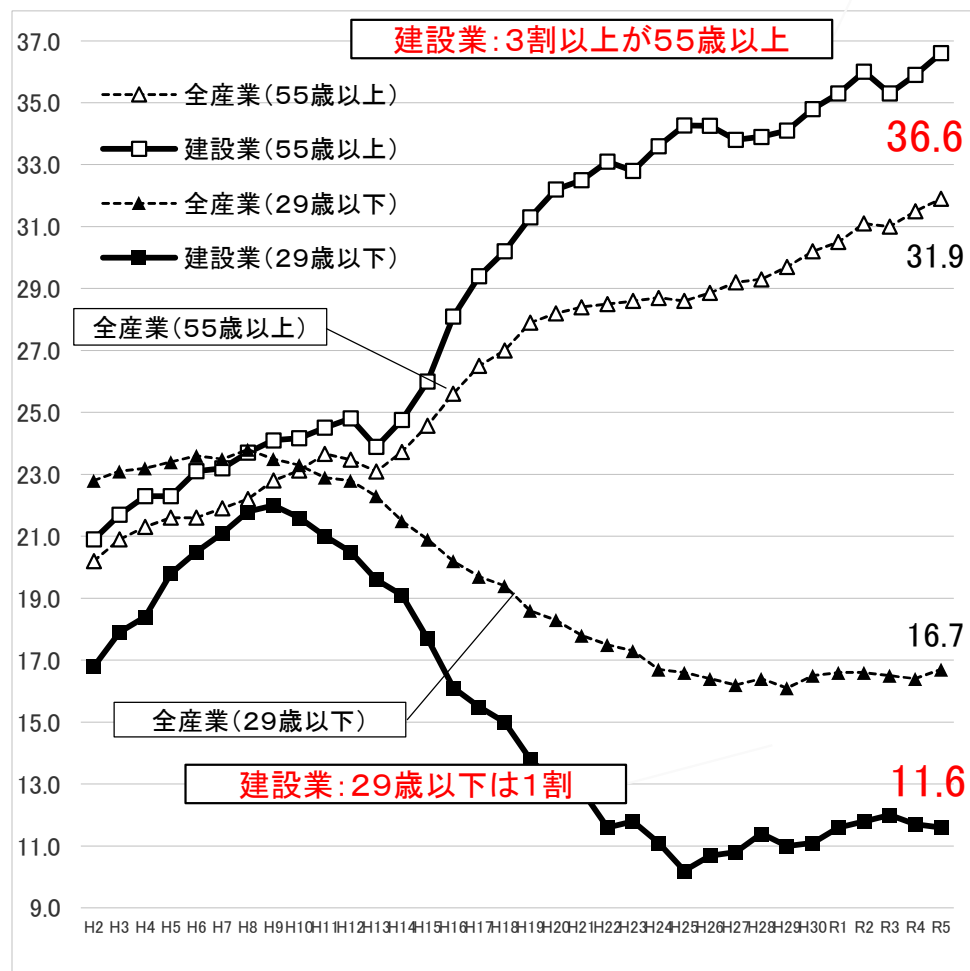


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。

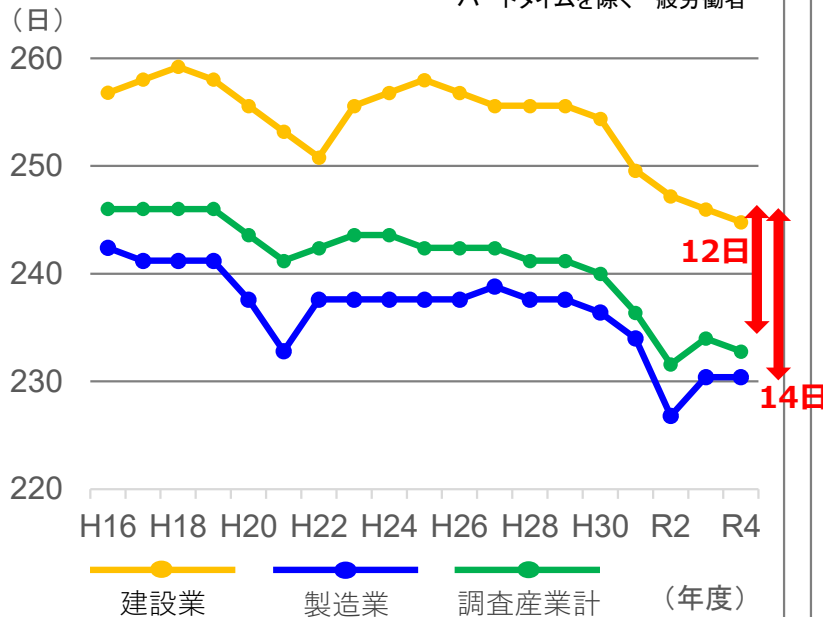


出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設産業における働き方の現状

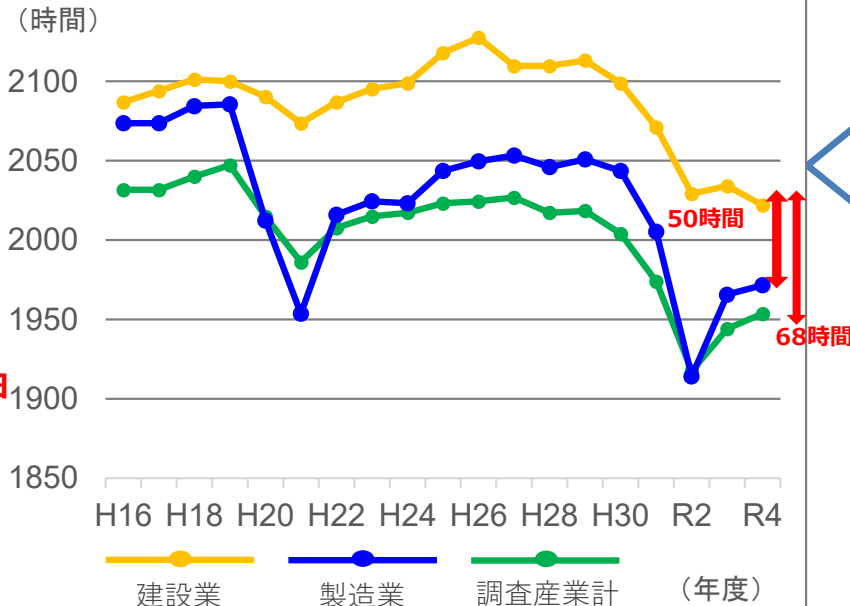
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

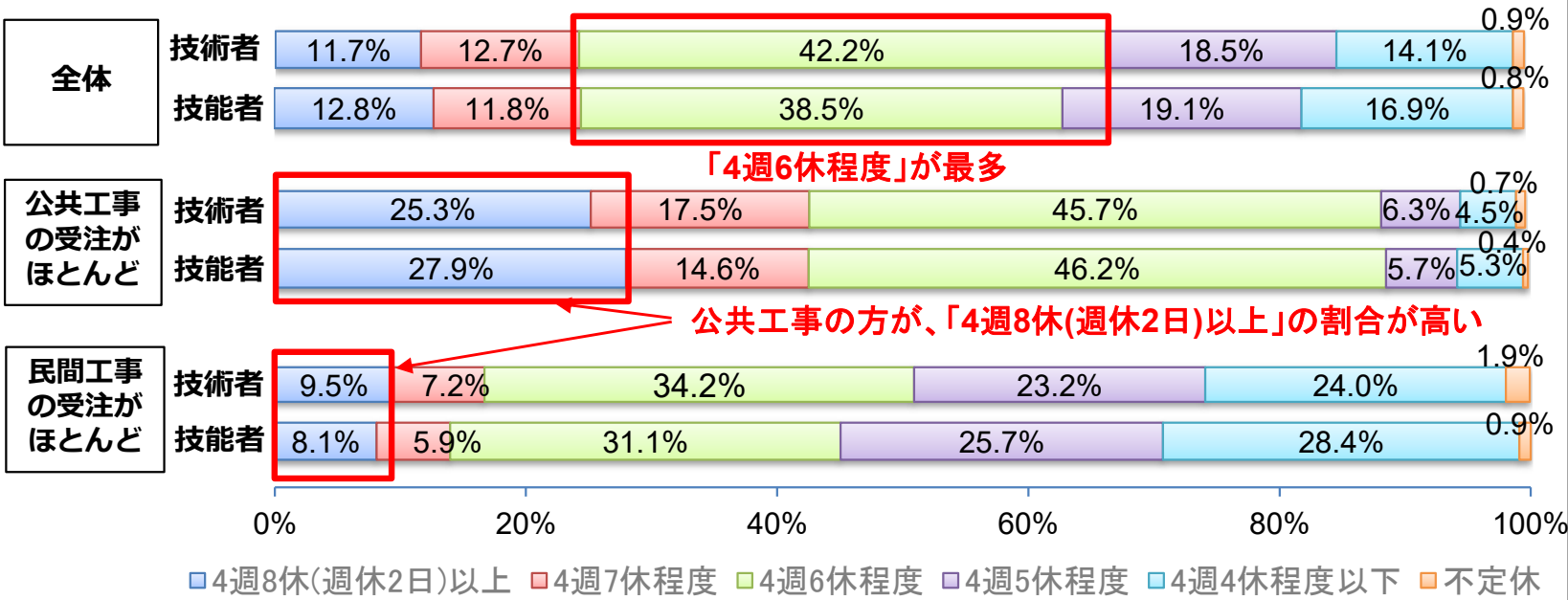
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典: 国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

「労働基準法」(平成30年6月改正)
罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

原則

法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで)

36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能

※災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、
 労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)

36協定の
 限度

【時間外労働の上限規制】

原則: ①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)

例外: 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも
上回ることのできない上限を設定

・年 720時間(=月平均60時間)

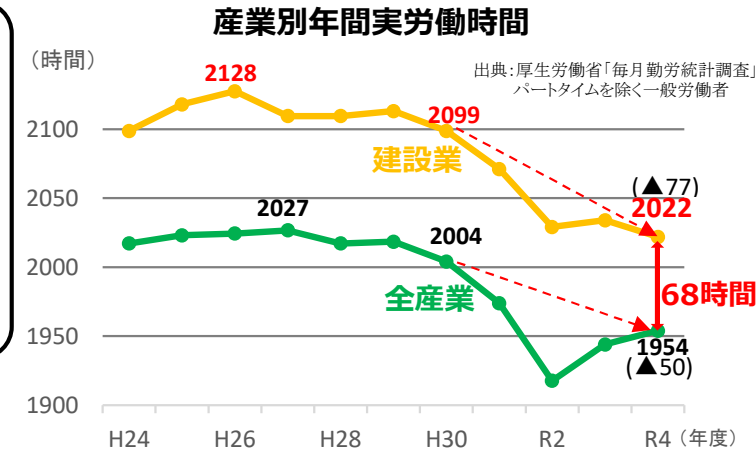
→年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることのできない上限を設定

- a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)
- b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)
- c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

建設業においては、
 災害の復旧・復興の
 事業には、a及びbは
 適用されません。
 (労基法139条)

建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・ **リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・ 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発



■ 建設業者向けリーフレット (厚生労働省)



■ 動画: はたらきかたススム特設サイト (厚生労働省)

3. 適正な工期設定

- ・ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R2)、
→ **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・ 直轄土木工事において、作業不能となる**猛暑日分の工期延長の取扱いを明確化**
- ・ 国交大臣と建設業4団体が**4週8閉所**など適正工期に取り組むことを**申合せ**
- ・ 厚労省と連携して**実地調査**し、**是正指導**



■ 建設業4団体との申合せ

2. 公共工事における**週休2日工事**の対象拡大

- 〔直轄〕令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- 〔都道府県〕令和6年度から原則**100%**を目指す
- 〔市町村〕国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

4. **生産性**の向上

- ・ 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・ 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

働き方改革に向けた民間の取組例

「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動

- **大手、中小を問わず業界を挙げて、建設現場（緊急工事、工程上やむを得ない工事を除く。）において土日閉所を目指す。**

- 期 間 2024年3月～2025年3月（随時更新）
- 内 容 ポスター作成及び周知
発注者、発注者団体への要請活動
※その他、構成団体で協議
- 構成団体 (一社) 日本建設業連合会
(一社) 全国建設業協会
(一社) 全国中小建設業協会
(一社) 建設産業専門団体連合会



適正工期確保宣言

日建連会員企業は、建設業の働き方改革を推進し、担い手確保を図るとともに、労働基準法に則り適正に工事を進めるため、発注者に対し見積書を提出する際に、工事現場の **4週8閉所、週40時間稼働を原則**とした適切な工期（以下「真に適切な工期」という。）に基づき **見積りを行い、工期・工程を添付するとともに、発注者の理解を得るための説明を徹底**する。

また、**協力会社から真に適切な工期を前提とした見積りがなされた場合**には、当該見積及び工期・工程を確認した上でこれを**尊重**する。

（令和5年7月21日）

（一社）日本建設業連合会

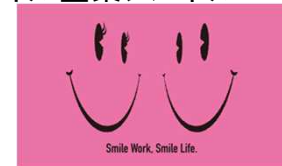
目指せ週休2日+360時間 (2+360 ツープラスサンロクマル) 運動

(1) 目指せ週休2日運動

(2) 目指せ360時間運動

※ 時間外労働の上限を原則年360時間以内

スマイル企業シンボルマーク



（令和3年度～）

適正工期見積り運動

発注者から工期の見積り・提案を求められた場合は、「**工期に関する基準**」（中央建設業審議会）に沿ったものとする。

（令和5年9月14日）

（一社）全国建設業協会 6

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積りを提出**するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意**する。
- ・発注者※は、受注者から、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積り**が提出された場合、**内容を確認し、尊重**する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

- ・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

・**会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。**

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・**資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。**

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) **基準の見直し**

・各業界団体の取組事例等を更新。

工期に関する基準 詳細 (1/4)

- 第1章では、本基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方（公共、民間（下請契約含む））、本基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に受発注者の責務について記載。

第1章 総論

(1) 背景

(2) 建設工事の特徴

(i) 多様な関係者の関与

- 建設工事の工期については、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるように全工程を通して適切に設定することが求められる

(ii) 一品受注生産

- 供与目的に応じて、発注者から、一品ごとに受注して生産され、受注した工事ごとに、工程が異なるほか、目的物が同一であっても、天候や施工条件等によって施工方法は影響を受けるため、追加工事や設計変更、工程遅延が発生する場合がある

(iii) 工期とコストの密接な関係

- 建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮しなければならない

(3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

(i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

- 建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、受発注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならない
- 建設業法や労働基準法などの規定を遵守し、工期を定めようとする期間を通じて、十分な協議や質問回答の機会、調整時間を設け、適正な工期を設定する
- 上記は当初契約だけでなく変更契約についても同様である

(ii) 公共工事

- 建設業法に加え、公共工事品質確保法や入札契約適正化法において公共工事独自のルールが定められている
- 元請負人は、工事を円滑に完成するため、関連工事との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する

(iii) 下請契約

- 元請負人は、下請負人による時間外労働規制の遵守を前提とした適切な人員や工期ごとの工期についての見積りを尊重する。
- 前工程で工程遅延が発生した場合は、後工程がしわ寄せを受けることのないように、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する

(4) 本基準の趣旨

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準

(5) 適用範囲

- 本基準の対象は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者（下請負人を含む）を含む、あらゆる建設工事が対象
- 本基準における工期とは、建設工事の着工から竣工までの期間



(6) 工期設定における受発注者の責務

- 公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要性がある
- 工期設定における発注者 / 受注者が果たすべき責務について規定

工期に関する基準 詳細 (2/4)

- 第2章では、自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項について記載。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

(1) 自然要因

- ・ 降雨日・降雪日（雨休率の設定 等）
- ・ 猛暑日（夏期におけるWBGT値31以上の場合の不稼働等）
- ・ 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 等

(2) 休日・法定外労働時間

- ・ 時間外労働規制の遵守を徹底
- ・ **週休2日（4週8休）**をすべての建設現場に定着させていくためには、**建設業界が一丸となった意識改革が必要**。価値観の転換のためには、**4週8閉所の取組は有効な手段の一つ**であると考えられる。また、維持工事など、工事の特性・状況によっては、**交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保が有効な手段の一つ**であると考えられる。
- ・ ただし、**必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在**する。
- ・ 週休2日に当たっては、**日給制技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意**し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る。

(3) イベント

- ・ 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日 等

(4) 制約条件

- ・ 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制限
- ・ 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限

(5) 契約方式

- ・ 契約方式によっては、**受注者（候補者含む）が施工段階より前に工期設定に関与する場合**があり、**受注者の知見を設計図書等に反映**し、受発注者双方の協議・合意の上で、**施工段階の適正な工期を確保していくことが重要**

- ・ **分離発注**の場合は、**発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定**すると共に、**前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う必要がある**。

(6) 関係者との調整

- ・ 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間 等

(7) 行政への申請

- ・ 交通管理者（警察）との道路工事等協議、道路使用許可申請等に要する時間 等

(8) 労働・安全衛生

- ・ 労働安全衛生法等関係法令を遵守し、**労働者の安全を確保するための十分な工期を設定**することで、**施工の安全性を確保**するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、**安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要**
- ・ 勤務間インターバル制度等の働き方改革に資する取り組みも有効 等

(9) 工期変更

- ・ 当初契約時の工期で施工ができない場合、**工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで施工を進める**。
- ・ 工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、**後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結**。

(※) 受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映

(10) その他

工期に関する基準 詳細 (3/4)

- 第3章では、準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項について記載。
- 第4章では、民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、分野別の考慮事項を記載。

第3章 工程別に考慮すべき事項

(1) 準備

(i) 資機材調達・人員確保

- ・ 資機材の流通状況や職種・地域により特定の人材が不足する場合があるため、必要に応じ、それぞれの調達に要する時間
- ・ 使用人の指揮命令下において運送事業者の物品納入や、オペレーターが建設機械を現場に搬入する時間

(ii) 資機材の監理や周辺設備

- ・ 工事用資機材の保管及び仮置き場の設置や駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間 等

(iii) その他

(2) 施工

(i) 基礎工事

- ・ 杭、山留等に関する考慮事項

(ii) 土工事

- ・ 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項

(iii) 躯体工事

- ・ 構法、鉄骨等に関する考慮事項

(iv) シールド工事

- ・ シールドマシンの制作時間、先行作業 等

(v) 設備工事

- ・ 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台）やサッシ・建具の取り付けの遅れ等に関する考慮事項

(vi) 機器製作期間・搬入時期

(vii) 仕上工事

- ・ 地山掘削、盛土工事、塗装工事・タイル工事等に関する考慮事項

(viii) 前面及び周辺道路条件の影響

(ix) その他

- ・ アスベスト対応（届出、前処理、除去作業、事後処理）に要する時間

(3) 後片付け

(i) 完了検査

- ・ 自主・消防・官公庁等の完了検査に要する時間
- (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
- (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

(1) 住宅・不動産分野

- (i) 新築工事
- (ii) 改修工事
- (iii) 再開発事業

(2) 鉄道分野

- (i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事
- (ii) 線路や駅等の改良工事
- (iii) 線路や構造物の保守工事

(3) 電力分野

- (i) 発電設備
- (ii) 送電設備

(4) ガス分野

- (i) 新設工事
- (ii) 改修工事

工期に関する基準 詳細 (4/4)

- 第5章では、働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を記載。
- 第6章では、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などを記載。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。そのため、別紙として『建設業における働き方改革推進のための事例集』から取り組みを抽出し、別紙を作成『週休2日達成に向けた取組の好事例集』：https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001612258.pdf

第6章 その他

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

法令違反行為の疑義情報を受け付ける**駆け込みホットライン**が設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、**発注者、受注者、元請負人、下請負人問わず、適宜相談が可能**

著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する**勧告を行うことができる**ほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能

(2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応

令和3年後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各種建設資材価格が高騰している状況を踏まえ、政府は、産業分類ごと取引事業者全体のパートナーシップを構築することで、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境の整備を図っている。建設業においても世界的な需要量の増加や原材料価格の高騰などが原因とみられる各種建設資材における一部納品遅延や価格、労務費の高騰を踏まえると、**サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が図られることが必要**であり、発注者、受注者の十分な理解・協力が不可欠である。市場価格等を参考に受発注者間で協議・同意したうえで、工期や請負代金の額の変更等、適切な契約の変更を実施する必要がある。

(3) 基準の見直し

今後、**本基準の運用状況を注視する**とともに、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、**適宜、見直し等の措置を講ずる**。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Constructionなどの生産性向上に向けた取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要

建設業の働き方改革に向けた施策パッケージ(概要)

○令和6年4月からの時間外労働規制の適用を労働時間短縮等のチャンスと捉え、持続可能な建設業に向けた**働き方改革を強力に推進する**べく、関連施策を**とりまとめ**。

1. 時間外労働規制の理解促進

- 業界ニーズに応じて法令解釈・運用を明確化するための枠組み

2. 労働時間の縮減（休日の拡大）

(1) 週休2日工事の拡大

- 都道府県工事で来年度100%実施等の目標を設定
- 必要経費の予定価格への計上を国から要請

(2) 一斉閉所の拡大

- 業界と連携し夏期一斉閉所を官民発注者に働きかけ

3. 適正な工期設定

(1) 「工期に関する基準」の拡充

- 法定労働時間の遵守を前提とした工期確保
- 猛暑日は作業不能日として工期設定
- 官民の発注者等に対する徹底の働きかけ
- 違反となり得る行為類型の作成・公表

(2) 建設Gメンの拡充

- 体制倍増。労基署との合同調査など実地調査を拡充

4. 生産性の向上、超過勤務の縮減方策

(1) 工事関係書類の削減

- 直轄工事での取組を自治体に横展開し、取組状況を集計・見える化
- 更なる書類の簡素化・電子化に向けた取組強化

(2) 時間外労働規制に対応した新しい施工方法

- 元下協議により、工種毎のモデル事業を支援
- 技術者業務の社内外との分担を推進

(3) 平準化（ピークカット）の促進

- 自治体毎に目標値を設定、進捗を確認・見える化

(4) DXの推進

- デジタル技術を活用し、自動化、遠隔化を促進

5. 実効性の向上

- 公共工事設計労務単価の引上げを踏まえ、各社の賃上げにつき、業界と引上げ目標を設定

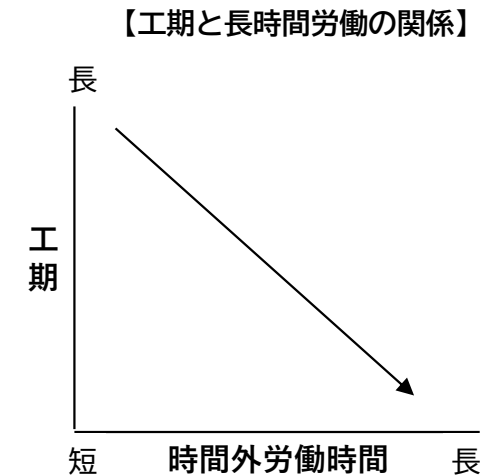
(注) 上記のほか、今国会に建設業法等の改正案を提出

著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）①

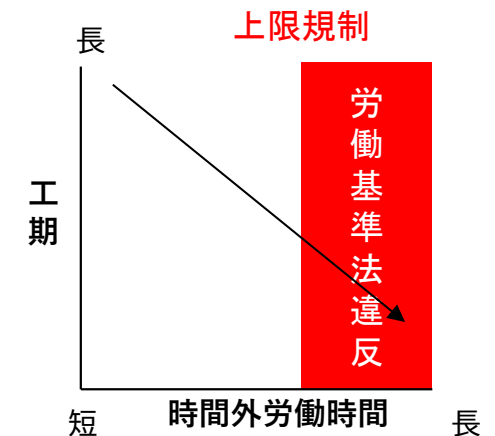
- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することにより、**そのためには、適正な工期設定を行う必要**があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。



【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、**「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）②

著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類似工事の実績
- 受注者が発注者に提出した見積りの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する発注者の考え方
- 賃金台帳 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなる**ことによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い場合**、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用される。このことを踏まえ、当該**上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、発注者と受注者との間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断**される。

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止を図る観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款（甲）第29条、または民間工事標準請負契約約款（乙）第19条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。

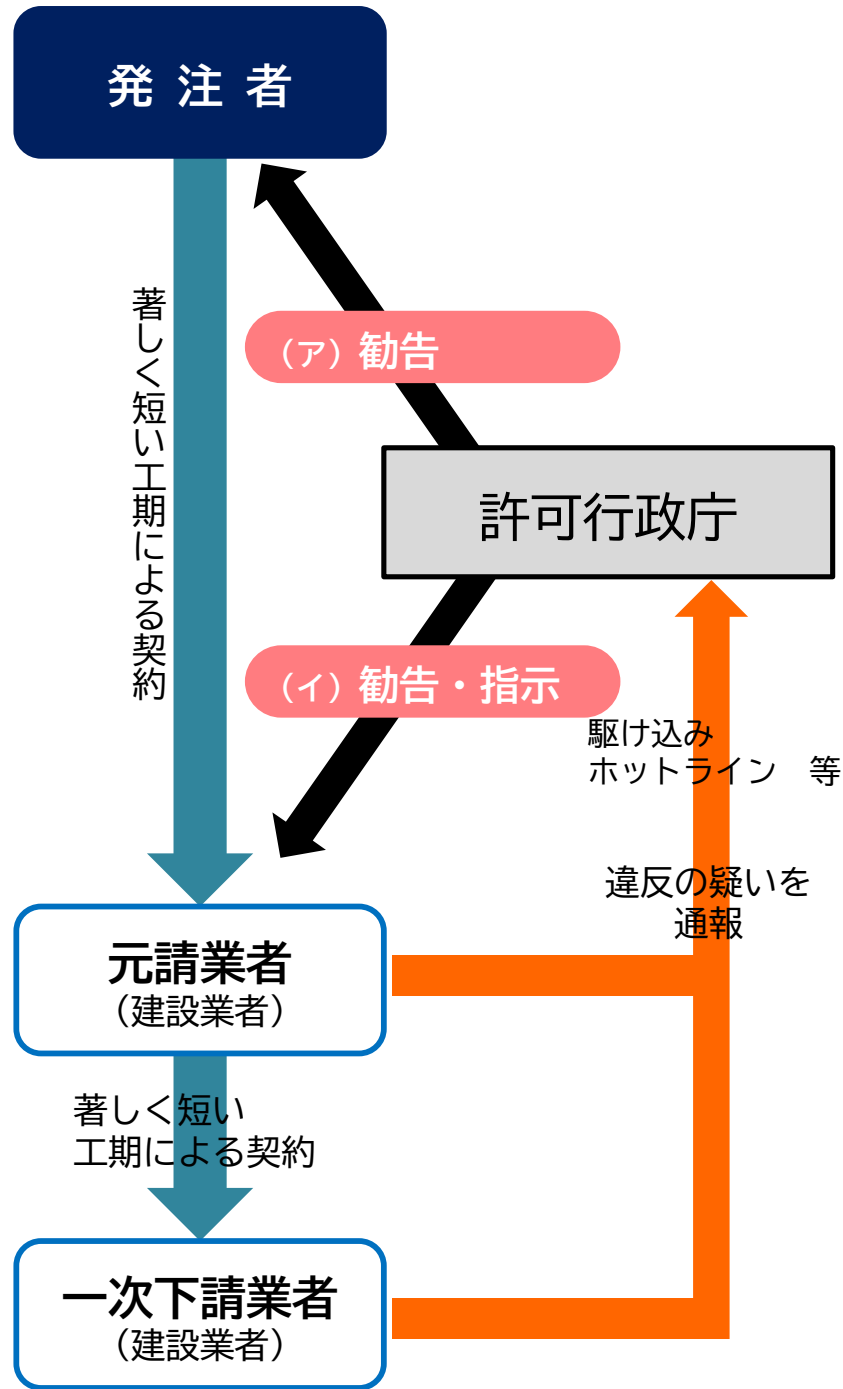
事例

- 元請業者は、受注時に想定不可能な地中障害物の影響で、数か月の工事中止を余儀なくされ、当初の竣工日での引渡しが困難なことから、施主と工期延伸の協議を行った。
- 施主は、全体の事業計画の関係から、元請業者に当初の竣工日の厳守を求め、一切、工期の延長は認めなかった。
- 元請業者は、数か月の遅れを取り戻すために、突貫工事による残業、休日や深夜の作業を行い、下請業者の従業員が、時間外労働規制の上限を超える労働時間となった。

発注者(施主)、元請業者は、
「著しく短い工期の禁止」に違反

- 工期等に影響を及ぼす事象（この事例では、地中障害物）に関する情報提供義務は、発注者（施主）側にある（建設業法20条の2）。下請契約においては、元請業者も同様。
- 工程遅延等が発生し、当初契約時の工期では施工できない場合には、工期の延長等を含め、受発注者間で協議して合意したうえで、施工を進める必要がある（工期に関する基準）。
- 著しく短い工期の禁止（建設業法19条の5）は、当初契約だけでなく、契約変更にも適用。
- 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者（施主）に対して、勧告を行うことができ、従わない場合は、その旨を公表することができる（建設業法19条の6）。また、建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は勧告（建設業法41条）や指示処分（同法28条本文）を行うことができる。

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、**警告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができる。

※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

○建設業法(抄)

第十九条の六 (略)

- 2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な警告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の警告を受けた発注者があるときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の警告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の**注文者が建設業者である場合**、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする**警告**や、同法第28条を根拠とする**指示処分**を行う。

※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

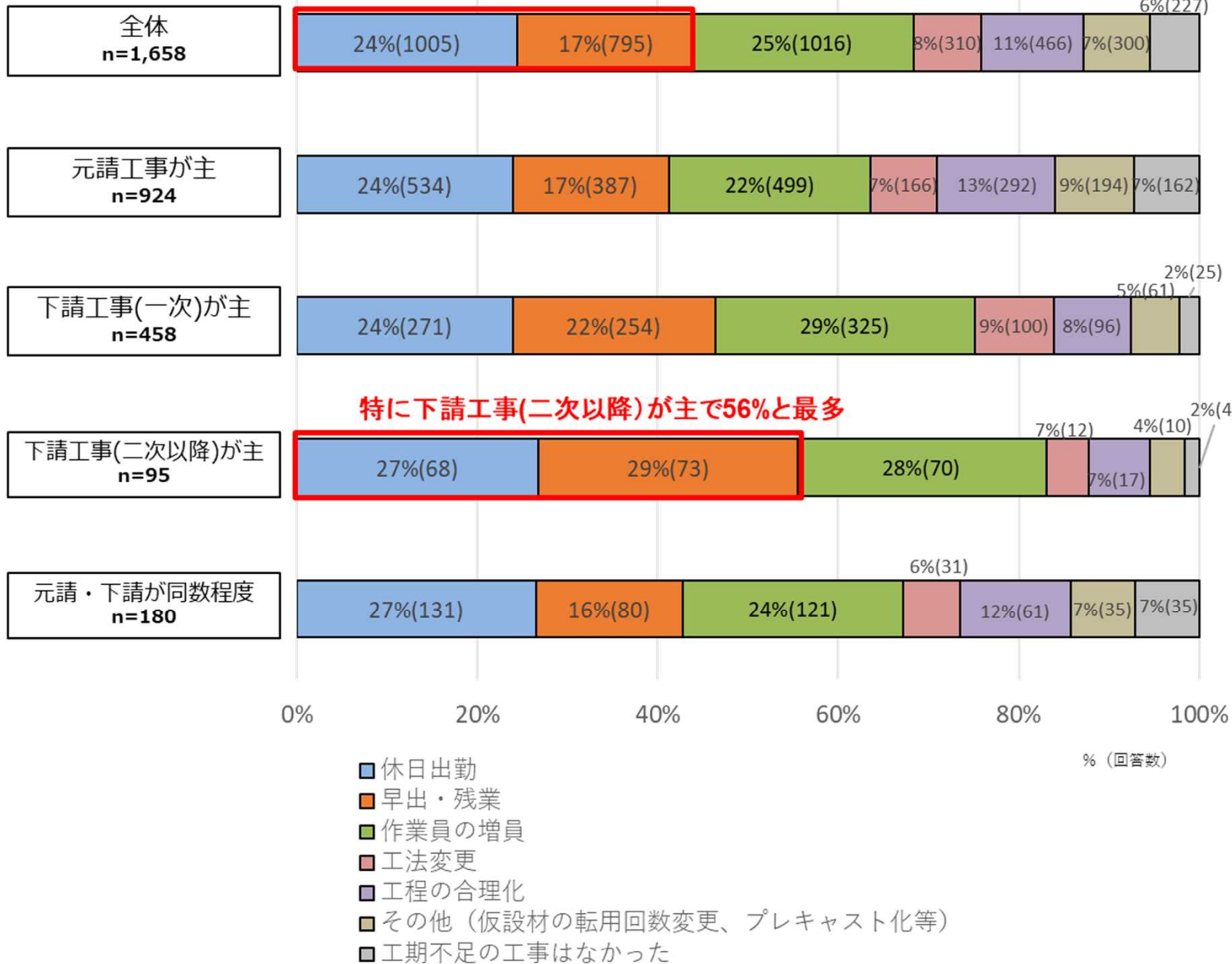
工期不足に対応する取組

(出典) 適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和4年度), 国土交通省

工期不足に対応する取組

※調査対象
 <建設企業>建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体(116団体)の会員企業2,182社
 ※調査時点
 令和5年1月19日現在(令和4年1月以降に請け負った工事)

時間外労働に関する内容が最多



特に下請工事(二次以降)が主で56%と最多

工期不足に対応する取組としては、休日出勤、早出・残業の時間外労働に関する内容が全体の約4割を占める。

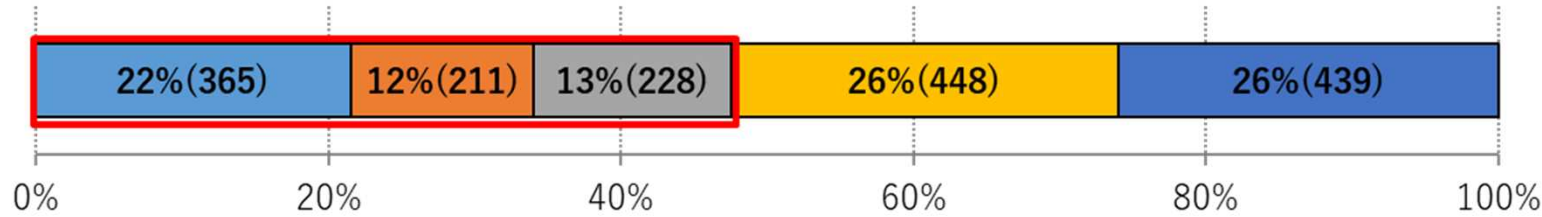
また、これらの時間外労働での対応は、下請業者ほど多い傾向にある。

民間工事における工期設定の状況

工期設定の状況 (民間工事)

※調査対象
 <建設企業>建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体(116団体)の会員企業2,182社
 ※調査時点
 令和5年1月19日現在(令和4年1月以降に請け負った工事)

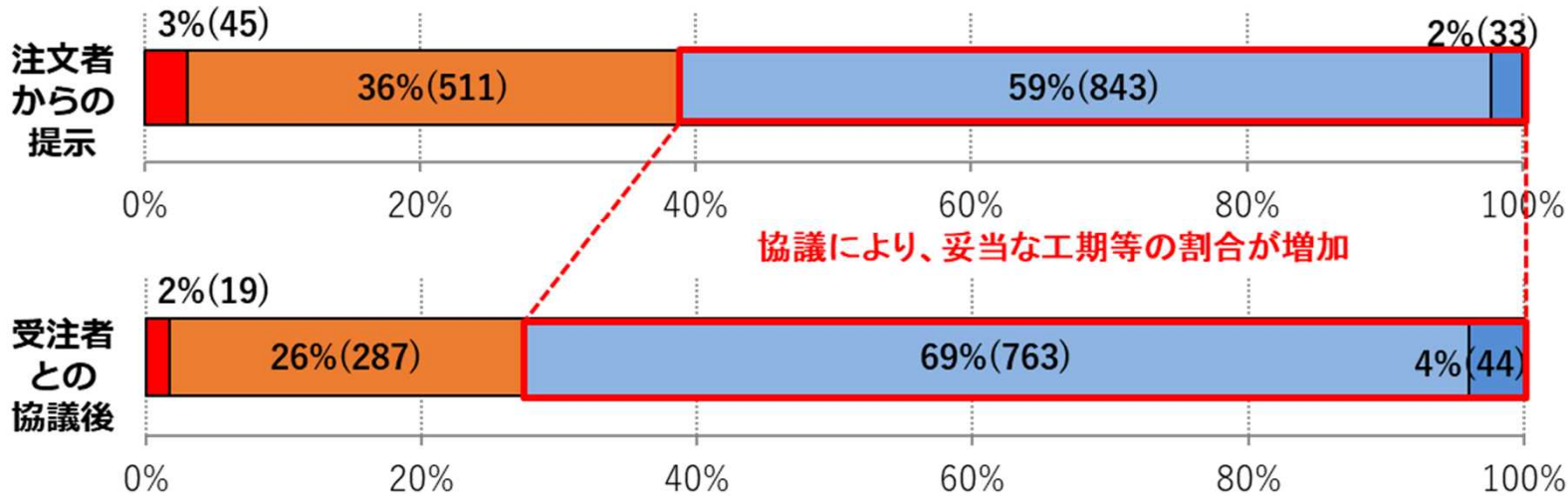
■ 工期設定における受注者要望の反映



- 注文者の意向を優先することとし、協議は依頼しないことが多い
- 注文者の意向が優先され、協議を依頼しても応じてもらえないことが多い
- 注文者と協議を行うが、受注者の要望は受け入れられないことが多い
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることは少なくない(半々程度である)
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることが多い

工期設定では、注文者の意向が優先される、受注者の要望が受け入れられないことが多い(約半数)。

■ 工期の適切さ



- 著しく短い工期の工事が多かった
- 短い工期の工事が多かった
- 適切な工期の工事が多かった
- 余裕のある工事が多かった

注文者と受注者との協議により、適切な工期又は余裕のある工期の工事の割合が高まる。

- ◆ 本年6月に改正建設業法が公布され、「労務費の基準」を著しく下回る見積りや契約の禁止など、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールが整備された。
- ◆ 指値発注などの既存ルールに係る取引実態の調査や改善指導を通じて取引適正化を図りながら、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、新ルールを踏まえた適切な対応、不適切な取引の改善を強く求めていく必要。
- ◆ 令和6年度は、書面調査を大幅に拡大して、建設Gメンの実地調査の端緒として活用するほか、実地調査では、発注者、元請、下請に対して、新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適切な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

建設Gメンの実地調査

【主な調査項目等】

【主な調査内容】

- 適正な請負代金・労務費の確保
- 適切な価格転嫁
[労務費指針への対応状況
資材価格の転嫁協議状況]
- 適正な工期の設定
- 適正な下請代金の支払

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適切な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適切な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか (インボイス関係) 等
- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等
- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施
- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者(特定建設業者)が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」(手形期間が120日超、11月以降は60日超)となっていないか
※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

法令遵守に向けたその他の取組

- 法令違反疑義情報の収集
- 立入検査の実施
- 建設業取引適正化推進期間
- 関係機関との連携

- ✓ 法令違反の通報窓口である「駆け込みホットライン」を引き続き周知。また、通報があった場合の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けないよう、通報者の保護に特に努める
- ✓ 違反のおそれを把握した建設業者に対して強制力のある立入検査を実施
- ✓ 10~12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施
- ✓ 建設Gメンも、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を実施
- ✓ 都道府県労働局や労働基準監督署との連携による、「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」や「建設業に対する労働時間等説明会」の開催等、発注者等に対する適正な工期の設定に向けた働きかけ

現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制等に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりのために必要な実効性ある対策を具体化するため、実務に精通した関係者を交え、令和5年5月より議論を実施。

委員

(学識者等)

井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)
榎並 友理子(日本IBM株式会社執行役員公共事業統括部長)
恵羅 さとみ(法政大学社会学部准教授)
大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部名誉教授)
小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)【委員長】
蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)
岸上 恵子(公認会計士)
楠 茂樹(上智大学法学部教授)
西野 佐弥香(京都大学大学院工学研究科准教授)
浜田 沙織(株式会社ワーク・ライフバランス取締役)
堀田 昌英(東京大学大学院工学系研究科教授)

(受注者側)

青木 富三雄(一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長)
荒木 雷太(一般社団法人岡山県建設業協会会長・一般社団法人全国建設業協会前副会長)
岩田 正吾(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)
小倉 範之(全国建設労働組合総連合書記次長)
東 俊樹(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長)

(発注者側)

仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)
松島 進(東京都建設局企画担当部長)
丸山 優子(株式会社山下PMC代表取締役社長)
渡邊 美樹(独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部次長)

※50音順・敬称略

スケジュール

- | | | |
|-------|---------|---|
| 5月22日 | 第1回会議 | 基本問題小委員会における検討内容について |
| 6月29日 | 第2回会議 | 請負契約の透明化による適切なリスク分担等について |
| 7月27日 | 第3回会議 | 教育関係者からのヒアリング等 |
| 8月23日 | 第4回会議 | これまでの議論の整理と対応の方向性について
・ 請負契約の透明化による適切なリスク分担
・ 適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保
・ 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上
中間とりまとめ(案)について |
| 9月8日 | 第5回会議 | 中間とりまとめ(案)について |
| 9月19日 | 中間とりまとめ | |



▲ 令和5年9月8日 第5回会議の様子

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

建設業※	417万円/年	2,022時間/年	(▲15.6%)	(+3.5%)
全産業	494万円/年	1,954時間/年		

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○**標準労務費の勧告**

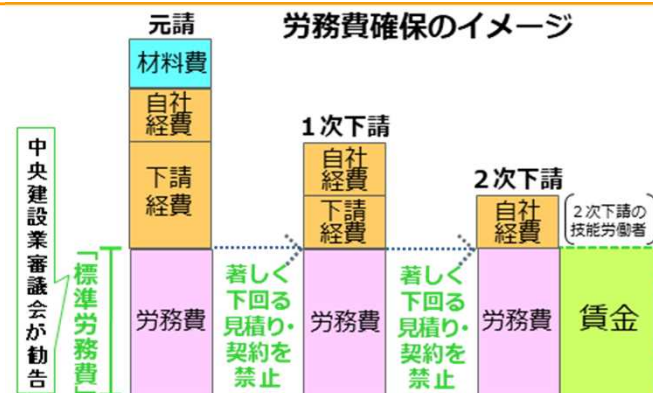
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い労務費等による**見積り**や**見積り依頼**を**禁止**

➡国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

○**原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**

・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議**に応じる**努力義務**※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を**強化**(著しく短い工期による**契約締結**を受注者にも**禁止**)

○**ICTを活用した生産性の向上**

・**現場技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)

・国が**現場管理**の「**指針**」を**作成**(例. 元下間でデータ共有)

➡**特定建設業者**※や**公共工事受注者**に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

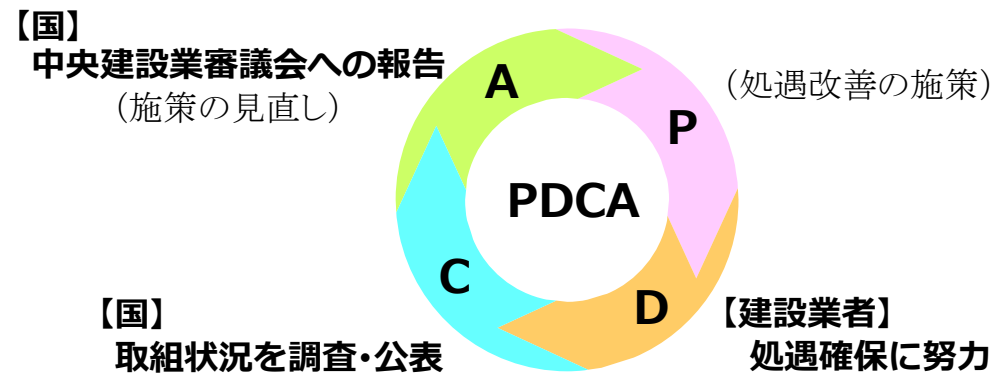


1. 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

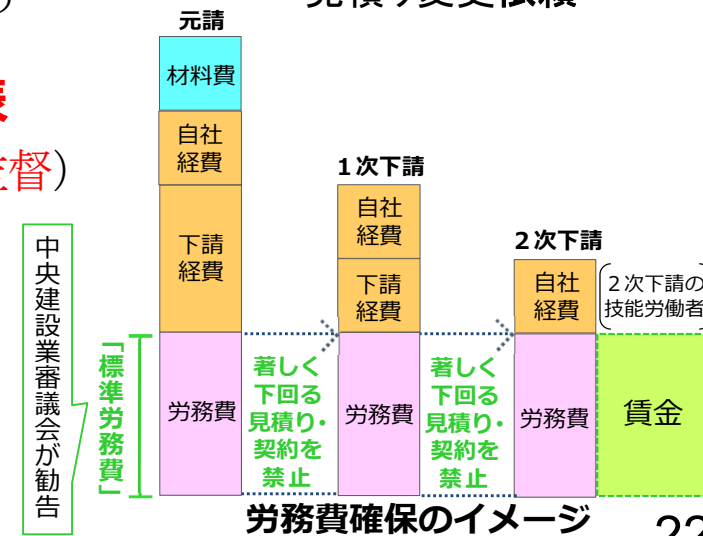
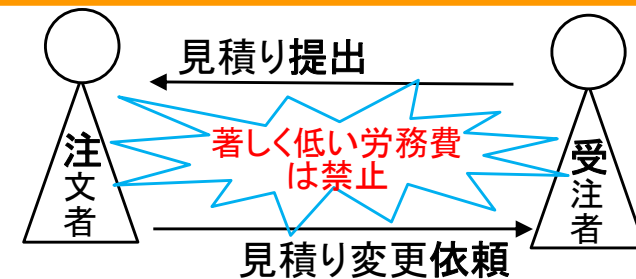


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化

注文者

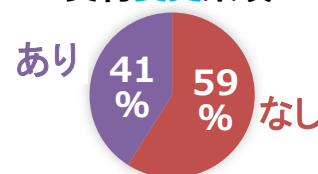


受注者



「**資材高騰のおそれあり**」

契約**変更**条項



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更**を**請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更**を**協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



注文者

「**変更方法**」に従って
請負代金**変更**の**協議**



受注者

誠実な**協議**に**努力**

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

- | | | |
|----|--------|-----|
| 1位 | 作業員の増員 | 25% |
| 2位 | 休日出勤 | 24% |
| 3位 | 早出や残業 | 17% |
- 4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

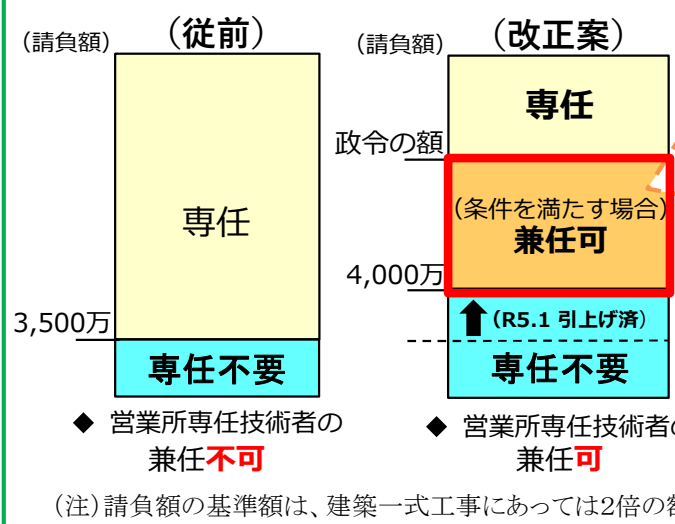
契約後

○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化

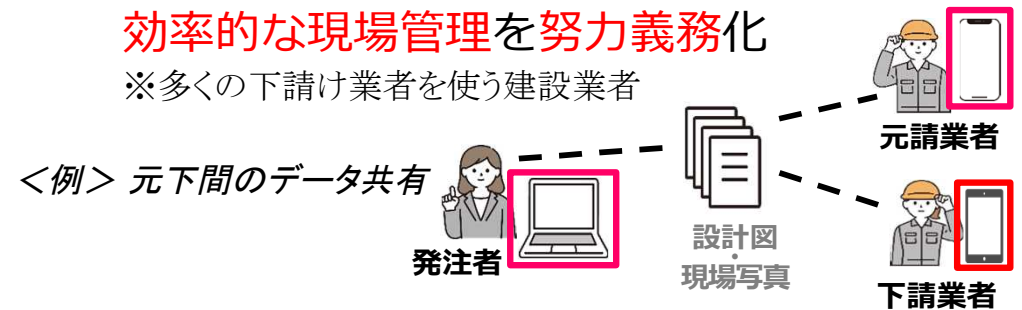


- 【主な条件】
- ・ 兼任する現場間移動が容易
 - ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
 - ・ 兼任する現場数は一定以下



② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化
※多くの下請け業者を使う建設業者



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 (ICT活用で確認できれば提出は不要に)